

LPガス
人と地球にスマイルを

ちば「炎の仲間」

発 行

一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781
E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp
<http://www.chibalpg.or.jp>
毎月10日は保安の日

<新型コロナ>特措法が改正

—被災(感染等被害有)の場合には、協会に報告を!—

2020年3月13日、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え新型インフルエンザ等対策特別措置法が可決されました。これにより、政府による「緊急事態宣言」が可能となり、特定された区域の都道府県知事はさまざまな要請・指示ができるようになります。

当協会では、1月定例理事会において平成27年1月23日に策定した「改訂；災害対策マニュアル」を参考として「被災」した場合に報告することとした改訂案を示し、4月開催の2020年度第1回定例理事会に諮ることとしておりました。

※「被災」とは、災害により一般消費者等へのLPガスの供給が途絶されることと会員自らが被災した場合を言うこととします。二次災害防止のための緊急措置(被災直後のLPガス設備の供給停止；容器バルブの閉止)やLPガス容器の撤去を行った場合も含みます。

なお、当協会では次の通り災害を定義づけています。

(改訂；災害対策マニュアルP4参照)

- 1 自然現象等災害
- 2 武力攻撃事態等災害
- 3 新型インフルエンザ等災害

今回の措置法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症による被害も被災報告の対象となります。

自身または従業員が感染しLPガス供給ができない場合、お客様が感染し供給ができない場合等も報告をお願いいたします。

被災報告書の提出について

- 1 災害の大小に拘わらず、災害により被災した場合には、必ず提出してください。
- 2 提出者；被災者全会員
- 3 提出先；一般社団法人千葉県LPガス協会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
e-mail:chibalpg@chibalpg.or.jp、FAX:043-243-6781
TEL:043-246-1725、
- 4 提出の時期；被災後、速やかに提出
- 5 報告様式；今回の災害に於いては、書式は問いません。

2019年度第4回 定例支部長会 休会

当協会は、2019年度第4回定例支部長会並びに第4回総務委員会を3月12日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため休会とし、同内容は、次の2項目も含めて2020年度第1回理事会で諮ることになりました。

① 協会が公益法人へ移行すること

理事会での可決後には、総会での決議事項となります。その際には全会員の3分の2の承認が必要となりますので、会員の皆様にはご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

② 協会がLPガス販売登録を取得すること

①「協会が公益法人へ移行すること」

「公益社団法人への移行」については、平成24年10月11日の臨時総会において「一般社団法人へ移行し、会員が真に望めば公益社団法人を目指す。」と議事録にあります。

その際には、公益と一般とのメリットとデメリットも示しましたが、未だ、良く理解できていないのが現状です。

実際に当協会が公益社団を選択した場合、どのような違いがあるのでしょうか。

当協会で実際に行っている事業は、元々公益性の高いものではありますが、防災事業等における行政への働きかけ等、一般社団法人であるがために力が及ばないことが多々あるように感じます。

「公益社団法人」は行政からの監督下にはなりますが、言い方を変えれば会員の皆様には「行政から認められた社会的信用の大きい団体」の一員として活動ができるという大きなメリットがあります。

②「協会がLPガス販売登録を取得すること」

当協会では、千葉県を始め県内54市町村との間で「応急生活物資の協定」を締結しています。災害時に自治体からLPガス供給の要請があった場合には、災害時であっても供給契約は必要です(県に確認中)。

その場合、各自治体とLPガス供給事業者が事前に契約を締結していることが望まれます。しかし役員改選などで支部長や地区長が変更されるため、改選のたびに再契約が必要となってしまいます。そこで協会本部と各自治体の間で災害時の応急供給契約を交わし、各支部が供給を行ってはどうでしょうか。即ち、「協会がLPガス販売登録を取得すること」をご検討ください。

応急供給とは、当協会災害対策要綱第2条では、各自治体との協定に基づく災害時の供給のことを言います。なお、平時に自治体施設(設備)にLPガスを供給(供給契約)している事業者の権利を阻害するものではありません。

業界最新情報は協会ホームページから!

お知らせコーナー

千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和元年度液化石油ガス販売所等立入検査結果について

産業保安課では、令和2年1月から2月にかけて、23の液化石油ガス販売所等に対して立入検査を行いました。

その結果 5(21.7%)の販売所等に対して文書による改善を通知しました。この他にも口頭による改善指示をしています。

改善を指導した主な内容は以下のとおりです。(特に多かったものには下線を引いています)

1 販売業務関係

- ① 委託先保安機関の変更に伴う液化石油ガス販売所等変更届書の未提出
- ② 14条書面の未交付、内容不備
- ③ 貯蔵施設の消火器の不備、不足

2 保安業務関係

- ① 定期供給設備点検・定期消費設備調査の遅れ、未実施
- ② 各号業務の実施記録内容の記載漏れ、未保存
- ③ 周知の未実施(遅れ)

3 特定液化石油ガス設備工事事業関係

- ① 変更、廃止、承継等に伴う届書の未提出
- ② 自記圧力計の精度の未確認(圧力範囲の不適切)
- ③ 設備士再講習の未受講

4 その他

- ① 販売及び保安業務における実施報告の未提出

各液化石油ガス販売事業者及び保安機関におかれましては、一般消費者等の保安の確保のため、法令遵守の徹底と確実な業務の実施に努められますよう、お願ひします。

液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等

1 千葉県内の液化石油ガス一般消費者等において液化石油ガス法に係る事故※が発生した場合、液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、規模の大小及び夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。

また、液化石油ガス販売事業者は、当該事故が特定消費設備に係る事故の場合、関東東北産業保安監督部保安課(TEL 048-600-0418)へも直ちに通報すること。

※液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって①漏えい②漏えい爆発③漏えい火災④中毒・酸欠の一に該当するものをいう。

※特定消費設備とは、消費設備のうちガスマーティーと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除いた設備をいう。(例えば、湯沸器やこんろなどの燃焼器具や低圧ホース、ゴム管、末端ガス栓などである。)

2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所
- (3) 事故等の概要(被害状況を含む)
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号
- (6) 特定消費設備に係る事故の場合:特定消費設備の名称、製造者又は輸入者、機種、型式、製造年月

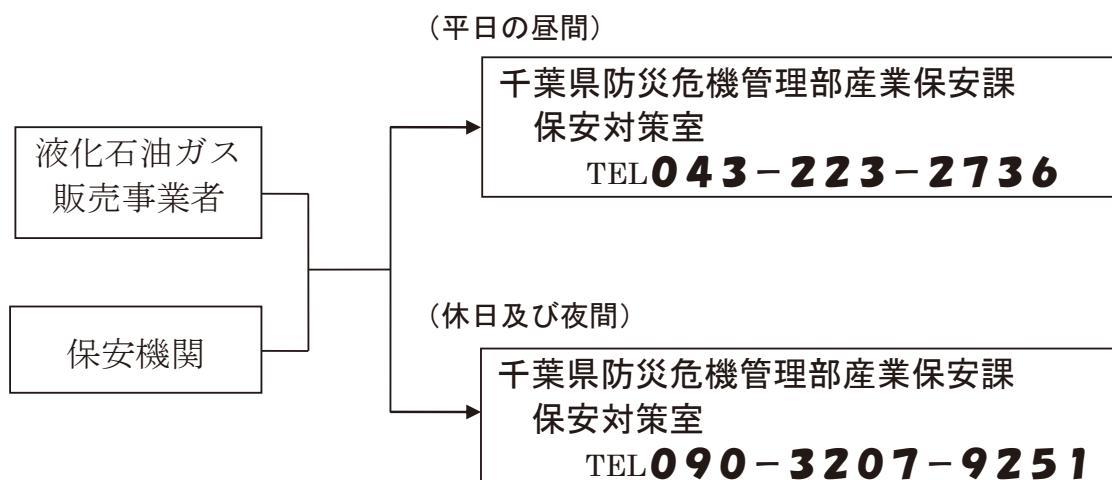
詳細が不明であってもその時わかる範囲で、
とりあえず、第1報を通報すること。

※液化石油ガス法に係る事故かどうか不明な場合でも、液化石油ガス法に係るものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に係る事故として対応すること。

なお、消防・警察又は消費者から販売事業者等に通報があった場合においては、販売事業者等が事故現場にて状況を確認してから第一報を通報することとし、火災の場合であって、現場での状況確認の結果、たばこ、火遊び、電気によるもの等、液化石油ガス以外の原因によるものは、連絡は不要です。

3 液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統

(令和2年4月1日現在)



台風15号等 被災事業者への災害対策費及び LPライフ天災地変特認支援金について

昨年9月、10月に起きた台風での被災事業者への災害対策費及びLPライフ天災地変特認支援金の調査取り纏め、支払状況については次の通りです。

なお添付書類未提出の事業所も、ご提出いただき次第査定の対象となりますので引き続きご準備の程よろしくお願ひいたします。

【防災基金による災害対策費】

(◆対象◆損害額100万円以上の事業所(申込者本人の自宅等の被害を合算))

1月の理事会で承認された第1回申請分については、3月中に各該当事業所へお支払を終えました。第2回分については4月の理事会で審議される予定です。

	第1回	第2回
対象事業所数	21件	1件
損害額	131,280,115円	11,677,320円
支援金	1,200,000円	100,000円

【LPライフ天災地変特認支援金】

(◆対象◆損害額10万円以上の事業所並びに加入者本人の自宅等(従業員宅も含む))

下記の内容で全L協に申請しました。査定終了後、協会から支援金を該当販売店様にお支払致しますが、新型コロナウイルスの影響により、全L協での査定に係る会議が延期となっているため、支払時期も新年度以降となりますのでご了承ください。

	第1回(1月末申請)	第2回(3月末申請)
対象事業所数	62件	13件
損害額	243,753,091円	37,092,574円
支援金	2,660,000円	540,000円

LPガスワンランクアップキャンペーン 最終応募結果

今年度も全L協需要開発推進運動として実施した「全国LPガスワンランクアップキャンペーン」の、最終応募結果並びに抽選結果をお知らせいたします。

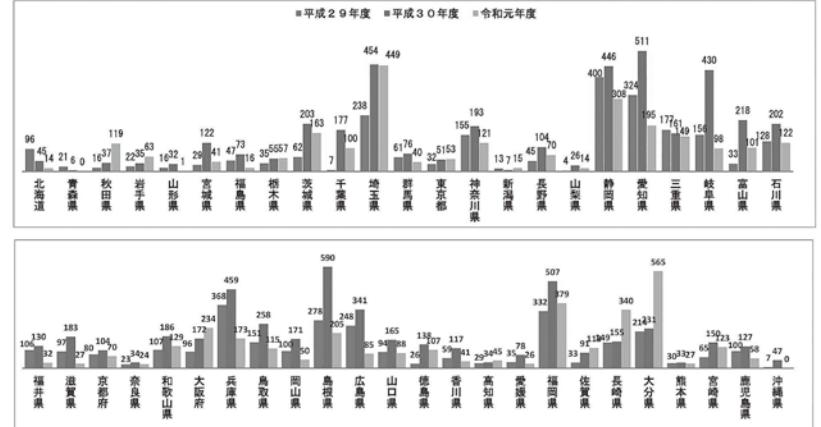
千葉県協会では、計4販売店8名のお客様が当選されました。当選結果報告については、当該販売店様に全L協より発送されます。

都道府県別応募件数の昨年度との比較表は下記の通りです。
会員皆様のご協力、誠にありがとうございました。

なお、全L協の予定では令和2年度も本キャンペーンを実施予定とのことですので、引き続きご協力の程よろしくお願ひいたします。

全国LPガスワンランクアップキャンペーン
年度別都道府県別応募件数比較表

	応募件数	応募販売事業者数	応募販売事業所数
令和元年度	5,370	526	856
平成30年度	8,165	990	1,326
平成29年度	4,944	753	1,080



! 大規模地震及び津波に係る対策の危害予防規程への追加について !

高圧ガス保安法に係る第一種製造者については、危害予防規程を策定し届け出る必要がありますが、平成30年経済産業省令第61号(平成30年11月14日公布。以下「改正省令」という。)の一部が令和元年9月1日に施行され、危害予防規程に定めるべき事項として、下記の項目が追加されたことに伴い、既に危害予防規程を届け出ている第一種製造者についても、危害予防規程に、これらの事項の策定が必要となりました。

1. 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること

- 1-1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立
- 1-2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施
- 1-3 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認
- 1-4 地震に対する事前及び事後対策の実施（特定の事業所向け）
- 1-5 その他必要な教育訓練等の実施

2. 津波浸水想定区域における津波対策

- 2-0 津波浸水予測に関すること
- 2-1 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること
- 2-2 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること
- 2-3 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること
- 2-4 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関する事項(浸水想定3m超)
- 2-5 充填容器等の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関する事項(浸水想定1m(車両に固定した容器2m)超)
- 2-6 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消防設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する事項
- 2-7 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関する事項

追加の届出の期限は令和2年8月31日

提出の際にはチェック表としば情報マップの添付が必要です！

詳しくは千葉県庁のHPを確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/kigaiyoboukitei.html>

事業継続に向けた取組みを考える

山武支部長 鶴岡 秀男

久しぶりに寄稿させていただきます。

私も当協会とは青年委員会発足時から関わり、支部長はH21年から引き受けさせて頂いて早10年が過ぎました。その当時1039社あった協会員数は昨年、740社まで減少してきています。

私が幼い頃は、銅管に1口コック付のゴムホースを付けた調整器の簡易設備に10kg.ポンベを配達していましたが、その頃からずっと続けてきた販売店もまだたくさんおられると思います。LPガスを取り巻く環境は大変厳しい時代に入っています。安売り業者の攻勢や後継者がいない問題もこのように数字に表れてきているのでしょうか？

折しも、某F社と名乗るところから手書きの宛名の封書が届きました。“支援業務”と称して買収を持ち掛ける勧説の案内でした。

新保険制度 LPライフNEO

◆New◆

近年の自然災害の激甚化、高頻度化に伴い、災害時にLPガス事業者の資産(主に供給設備機器)を守り、LPガスの安定供給を維持するべく、動産総合保険の新保険制度「LPライフNEO」ができ、2020年7月の保険更改時より申し込み可能です。主な内容は下表のとおりです。

希望のあった支部には、損保ジャパンご担当者様より説明会を開催する予定です。

是非ご活用下さい。

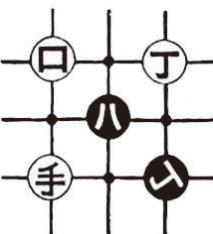
丁寧な文章で心躍らせる内容になっていますが、いまひとつ皆さんに考えて頂きたいのです。

一昨年滋賀県の(有)中村ホームガス様へ表敬訪問した際に、この問題に対して協業組合という形をとり現在4社で取り組んでいるということを伺いました。我々も千葉県内の気の合う販売店同士でそのような組織を発足させ、お互いにいろいろな意見と知恵を出し合って大手にも対抗できるよう努力するのもひとつの方策かもしれません。LPガス店を放棄することは簡単な方法かもしれませんのが、今まで地域密着で何十年と愛されて来たお客様に対してライフルインで社会貢献してきた我々にもある程度責任を痛感せねばならないかと思います。協業組合には様々な問題もあるかもしれませんのが、見ず知らずの業者がいきなり販売店として伺い、お客様が困惑するようなことがないよう我々販売店も努力する必要があると思います。

少し私の独断的な意見でもありますが、得意分野不得意分野をみんなで補完しながら、ガス外収入(リフォームや関連する事業等)にも力を入れ商売が継続できるよう前出の組合についても考えてみてください。



	既存 LPガス事業者 賠償責任保険制度	既存 LPライフ (加入者支援金・供給機器)	◆New◆ LPライフNEO (LPガス供給設備機器総合保険)
商品種類	賠償責任保険	互助的制度	動産総合保険
保険の目的・ 補償事故	LPガス業務に係り発生した対人・ 対物事故に伴う賠償責任	LPガス容器、メーター、調整器に係るLPガス事故・単純火災・一般火災による焼破損事故 (消費者先設置のものに限る)	保険の対象となるLPガス供給設備機器の火災・爆発、自然災害、盗難、その他偶然な損害による物損事故
オプション補償・ 特約補償	・個人情報漏えい事故 ・LPガス業務以外の賠償事故 ・政府労災の上乗せ事故	・加入者支援金・人的、物的補償 ・死亡弔慰金 ・天災地変特認支援金	上記の補償で保険金を支払う自己に係る回収費用・検査費用・廃棄費用を補償 [地震・噴火・津波(それらに伴う火災・爆発事故も含む)については特約として準備]



昨年、アフリカビクトリア湖の北に位置するウガンダ共和国に行きました。
認定NPO法人
テラ・ルネッサンス
<https://www.terra-r.jp/>

という、内戦で連れ去られ、元「こども兵」として強要された人たちの社会復帰支援を行っている団体があります。サポートして5年になりますが、やっと機会を得て、仲間4人とその活動状況を見学に行くことができました。

飛行機で乗り継ぐこと約30時間、目的地の空港は地元八日市場駅より小さな建屋の空港でした。現地スタッフに熱烈に迎え

られ、その足で学校施設に向かい、早速授業風景を見学、給食も頂きました。

給食は稼ぐことのできない生徒さん達にとって大切な栄養源。献立は毎日同じトウモロコシの粉を練ったものと煮豆ですが、美味しそうに食べていました。私も味見させて頂きましたが、それを雨水で作っていることを聞き、なお一層美味しく頂きました。

こども兵として最初に強要されること、自分の母親の手を切り落とすこと。そして村を焼き払うこと。

想像を絶する深い傷を負った20歳から40歳の生徒達が、この施設で手に職を付けて、いつか自分の店を構えたいと

力強く真っ直ぐな目で語っていたことに大変胸を打されました。

そもそもアフリカでこんな悲惨な状況が生まれているのは、ご存じのとおり先進国による石油などの資源の利権争いです。私たちの商売もその利権がらみで成り立っていると考えると、犠牲になっている人たちにも思いをめぐらせ、平和で住みやすい世界を創っていくかなければならないと思います。

より効率的な器具の販売やエネルギーの節約方法など、お客様に伝えることはたくさんあります。みんなで知恵を出し合って、進んでいきましょうよ！Love&Peace♡

鵜沢 宜広 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！